平成２７年（フ）第２３０号
香川県高松市多賀町１丁目６－３、住民票上の住所香川県高松市磨屋町５番地５
破産者　橋本　浩明
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６８号
長崎県諫早市小野島町2694番地１、破産手続開始決定時の住所長崎県諫早市上野町10番地４
破産者　内田　正義
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
大分市西新地１丁目１番17―702号（ルネスリバーコート）
破産者　藤田由紀子
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６号
宮崎市大島町平原977番地１　サンコート大島Ａ棟203号、前住所宮崎市大字大瀬町274番地７
破産者　押川　大輔
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８２号
鹿児島県鹿屋市打馬２丁目５番７号　シェアホームブルート２号、開始決定時の住所鹿児島県鹿屋市札元１丁目24番11号　コート札元市営住宅３棟304号
破産者　**徳**永　洋一
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１４４４号
福岡市南区老司１丁目18番29号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町今光２丁目84番地　セジュール紅葉102号
破産者　樋口　勝憲
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５０６号
福岡県春日市天神山６丁目132番地
破産者　清水　栄一
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０９９号
福岡市西区内浜１丁目17番１―502号
破産者　山本　正道
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３７１号
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘２丁目17番17号
破産者　岩永　大助
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５２３号
福岡市城南区荒江団地10番504号
破産者　中山　　徹
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５３６号
福岡市東区香椎駅東３丁目25番６　シャトルメルシー202号、住民票上の住所福岡県遠賀郡水巻町中央４番39号
破産者　松原　　温
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５４７号
福岡市城南区城西団地８号棟801号室、住民票上の住所福岡市中央区鳥飼１丁目７番４号
破産者　須原　浩之
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５５１号
福岡市西区愛宕南２丁目７番10―510号
破産者　浦　　幸（旧姓樫村）
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５７９号
福岡市中央区草香江２－３－38―305号、住民票上の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲452番地２　今泉コーポ301号
破産者　高野精肉店こと　高野　和代
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５９７号
福岡県糸島市前原南２丁目１番５号、前住所福岡県糸島市荻浦584番地１　チュリス前原駅西504号
破産者　飯棲　栄雄
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６１２号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目３番10―606号、前住所福岡市博多区竹下１丁目16番24―203号
破産者　石橋　里美（旧姓新留）
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５９号
秋田県山本郡三種町芦崎字大谷地583番地４
破産者　畠山　玲子
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２７５号
相模原市中央区上溝818番地12　メゾン・ド・パピヨン103
破産者　橋本　安充
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部